

建設工事における工事書類簡素化実施要領

うるま市
平成29年5月1日

第1 目的

土木工事共通仕様書（沖縄県土木建築部制定）、公共建築工事標準仕様書（国土交通省営繕部監修）等の設計図書に基づき、受注者に対し提出を求めていた工事書類について、提出対象書類の見直しを行うとともに、「低価格工事」での更なる工事書類削減に努め、工事における発注者の監督、検査及び受注者の業務効率化を図ることを目的とする。

第2 対象工事

この要領はうるま市が発注する建設工事を対象とする。ただし、随意契約による維持・修繕等工事は対象外とする。

第3 実施内容

1. 提出対象書類の見直し

工事書類について、従来どおり工事成果として提出、検査時に提示のみ、作成不要に区分し、見直しを行う。なお、詳細については別表「工事書類簡素化一覧表」に基づき提出を省略することができる。ただし、工事内容に鑑み監督員が特に提出を求めた場合は、この限りではない。

2. 低価格工事

この要領において「低価格工事」とは、うるま市が発注する当初請負代金額が500万円未満の工事をいう。ただし、補助事業は含まない。

「低価格工事」となる場合は、あらかじめ特記仕様書等へ記載し入札参加者へ周知する。

第4 簡素化の概要

工事書類の簡素化は別表「工事書類簡素化一覧表」のほか、別紙の補足事項により実施し、効率化を図るものとする。

第5 相互協力

監督員（現場技術員を含む）と受注者は相互協力し工事書類の簡素化に努めるものとする。

第6 品質の確保

監督員（現場技術員を含む）と受注者は工事書類の簡素化により、工事目的物の品質低下が生じることがないように、建設工事を適正に施工し監督しなければならない。

附 則

この要領は、平成29年5月1日から施行する。

別紙（第4関係）

補足事項

【共通】

- 1 「契約関係書類の写し」は作成不要とする。（提出済書類の再提出を求めない）
- 2 「資材承認願」は主要資材のみの提出とし簡素化に努める。

【土木工事】

- 1 「工事写真」は極端に撮影頻度を多くして不経済になることを避ける。

【営繕工事】

- 1 「資材承認願」の規格証明書は、公共建築工事標準仕様書（建築工事編）1. 1. 2（19）の発行した資料には、カタログ等も同様に扱うことができることとする。
- 2 「工程管理」の休日・夜間作業届は、公共工事標準仕様書（営繕工事）記載の施工条件の監督員の承諾（書面申し出・書面了承）に、連絡（口頭・FAX・電子メール等押印が不要な手段）を追加し読み替える。

※参考：土木工事共通仕様書は連絡となっている。

- 3 「材料品質管理」の材料確認調書及び材料集計表は、工種ごとの分類を不要とする。
- 4 「材料品質管理」の鉄筋は、ミルシートで管理し一部工事でみられた鋼番（タグ）の提出は不要とする。
- 5 「材料品質管理」の材料検査は公共建築工事標準仕様書（建築工事編）1. 4. 4（C）に、「なお、JIS又はJAS表示のある材料を現場搬入時、その表示を撮影した写真は規格証明書と同様に扱うことができる。」を追加する。
- 6 「工事写真」は撮影の目的や規模に応じ、撮影対象や撮影頻度を工事監理者や監督員と協議し決定する。